

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	芦屋町

芦屋町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 芦屋町産業観光課農林水産係
所在地 遠賀郡芦屋町幸町2番20号
電話番号 093-223-3544
FAX番号 093-223-3927
メールアドレス norin@town.ashiya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ノウサギ・イノシシ・アナグマ・アライグマ・イタチ・シカ ヒヨドリ・スズメ・カラス・カモ・ドバト
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福岡県遠賀郡芦屋町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
獣類 イノシシ		0.25ha 1,768千円
鳥類 ヒヨドリ カモ	露地野菜	0.40ha 1,491千円 0.20ha 2,720千円

イノシシの被害数値は平成30年度、ヒヨドリ・カモは令和2年度の数値

(2) 被害の傾向

イノシシについては、平成30年度に被害が発生したことから、自己防除の指導を行う等して、被害発生を防いでいく。また、目撃情報が増加しているため、状況に応じて箱ワナを設置し駆除を実施していく。

ヒヨドリについては、渡来数により被害が増減する傾向があるが、被害の発生は毎年度となっている。また、カモについては、29年度に被害が発生し、令和4年度被害の相談件数が過去最多となった。年々カモの被害報告が増えており、早急な対策が必要である。

ノウサギ、スズメについては、過去には被害が発生しており、これらの鳥獣について今後も被害防除に取り組む必要がある。

カラス、ドバトの鳥類、シカ、アナグマの哺乳類は最新、町民から農作物被害の相談が増えており、被害が本格的に拡大しないよう早急な対策が必要である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ 被害金額	1,768 千円	500 千円
被害面積	0.25ha	0.1ha
ヒヨドリ 被害金額	1,491 千円	700 千円
被害面積	0.4ha	0.2ha
カモ 被害金額	2,720 千円	1,000 千円
被害面積	0.5ha	0.2ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ノウサギにおいては、生産者によるネット設置等の自己防除を行っている。</p> <p>イノシシについては、遠賀郡猟友会に依頼し箱わなの設置を行い、防除を図った。</p> <p>ヒヨドリ・カモの駆除は遠賀郡猟友会に依頼をし、駆除を行っている。</p> <p>スズメ・カラス・ドバト等は、自己防除及び防鳥機を導入し、被害防止に努めている。</p>	<p>ノウサギ・イノシシ・アナグマ・シカについては捕獲機材の普及とともに、狩猟免許等の取得者の育成が必要である。また、自己防除についても促進していく。</p> <p>ヒヨドリ・カモに関しては、遠賀郡猟友会に駆除を依頼するとともに、防鳥機を含む効果的な自己防除が必要である。</p> <p>スズメ・カラス・ドバトについては、自己防除及び防鳥機を積極的に導入するよう生産者へ通知をし、被害防止に努めていく。</p>
防護柵の設置等に関する取組		
生息環境管理その他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

生産者の高齢化も進んでいることから、効果的な捕獲を実施するために猟友会と連携し、捕獲従事者の確保を図る。また、生産者に対しては、未収穫野菜等の適切な管理について指導を行う等して各関係機関と生産者が一体となった計画的な有害鳥獣対策を行っていく必要がある。

今後の取組として、一斉捕獲等によりヒヨドリ・カモを捕獲するとともに、防鳥機の活用促進等の被害防止活動を行う。

また、箱ワナによるノウサギ・イノシシ・アナグマ・シカ等の捕獲および、箱ワナ等の狩猟免許取得の推奨を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会を主体とした有害鳥獣捕獲を行う。また、職員の箱ワナ免許取得を推進する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ シカ ヒヨドリ カラス スズメ カモ ドバト	獣類については、箱ワナの整備により効果的な駆除を行う。意欲ある生産者に対しては、狩猟免許の取得を誘導して行く。猟友会を主体とした捕獲を行う。 鳥類については、猟友会を主体とした駆除を行う。
令和 6 年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ シカ ヒヨドリ カラス スズメ カモ ドバト	獣類については、箱ワナの整備により効果的な駆除を行う。意欲ある生産者に対しては、狩猟免許の取得を誘導して行く。猟友会を主体とした捕獲を行う。 鳥類については、猟友会を主体とした駆除を行う。
令和 7 年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ シカ ヒヨドリ カラス スズメ カモ ドバト	獣類については、箱ワナの整備により効果的な駆除を行う。意欲ある生産者に対しては、狩猟免許の取得を誘導して行く。猟友会を主体とした捕獲を行う。 鳥類については、猟友会を主体とした駆除を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県鳥獣保護管理事業計画及び近年の捕獲実績や今後の生息状況を踏まえ、被害軽減目標を達成するために捕獲計画数の設定を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ノウサギ	5	5	5
イノシシ	10	10	10
アナグマ	5	5	5
アライグマ	3	3	3
イタチ	3	3	3
シカ	5	5	5
ヒヨドリ	210	210	210
カラス	50	50	50
スズメ	50	50	50
カモ	100	100	100
ドバト	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
獣類は、箱ワナを設置して捕獲。鳥類は町内全域を獣銃等により捕獲。
捕獲時期は被害作物の収穫時期に合わせ必要最小限度の期間で設定する

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定期場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定期場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定期場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ シカ	・野菜収穫残渣の適正処理 ・箱ワナを整備する
	ヒヨドリ	・防鳥機・エアガンの貸与による追い払いの実施

	カラス スズメ カモ ドバト	・「ひこばえ」の早期すきこみ
令和 6 年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ シカ	・野菜収穫残渣の適正処理 ・箱ワナを整備する
	ヒヨドリ カラス スズメ カモ ドバト	・防鳥機・エアガンの貸与による追い払いの実施 ・「ひこばえ」の早期すきこみ
令和 7 年度	ノウサギ イノシシ アナグマ アライグマ イタチ	・野菜収穫残渣の適正処理 ・箱ワナを整備する
	シカ ヒヨドリ カラス スズメ カモ ドバト	・防鳥機・エアガンの貸与による追い払いの実施 ・「ひこばえ」の早期すきこみ

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
芦屋町産業観光課	事務局を担当し、連絡・調整を行う。
遠賀郡獣友会	被害対策の検討、実施、指導を行う。
折尾警察署	被害対策の検討、指導を行う。
福岡県八幡農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言・指導。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、獣友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却施設での焼却処分または、適切な埋却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	役割
芦屋町産業観光課	事務局を担当し、連絡・調整を行う。
芦屋町内各農事組合	生産者として、被害の把握、被害防止対策の推進を行う。
北九州農業協同組合	被害情報の収集、提供を行う。
福岡県農業共済組合	被害情報の収集、提供を行う。
遠賀郡獣友会	被害対策の検討、実施、指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宗像遠賀保健福祉環境事務所	有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言・指導。
福岡県八幡農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言・指導。
福岡県八幡農林事務所・北九州普及指導センター	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言・指導。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年3月29日付けで町職員(4名)による実施隊を設置。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。

- 2 烏獣被害対策実施隊を設置している場合は、烏獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町と連携し、広域的な駆除体制の強化を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

芦屋町周辺自治体の被害防止対策協議会と連携し、情報交換等を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。